

「当座勘定規定」変更新旧対照表

(下線部が変更箇所)

Page	新	旧	備考	差分
				(略)
新:2 旧:2	8. (手形、小切手用紙)	8. (手形、小切手用紙)		
旧:2	<u>(削除)</u>	<u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u>		削除
新:2 旧:2	<u>(5)</u> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。	<u>(6)</u> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。		変更
新:2 旧:2	<u>(6)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	<u>(7)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。		変更
新:3 旧:3	13. (支払保証に代わる取扱い)	13. (支払保証に代わる取扱い)		
新:3 旧:3	小切手の支払保証はしません。	小切手の支払保証はしません。 <u>ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>		変更
新:7 旧:7	【小切手用法】	【小切手用法】		
新:8 旧:8	<u>(削除)</u>	<u>8. 小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u>		削除
新:8 旧:8	【約束手形用法】	【約束手形用法】		

Page	新	旧	備考	差分
新:9 旧:9	<u>(削除)</u>	<u>8. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印） のうえ請求してください。</u>		<u>削除</u>
新:9 旧:9	(令和 <u>8</u> 年4月1日現在)	(令和 <u>7</u> 年4月1日現在)		<u>変更</u>

附則

この規定の変更は、令和8年4月1日から施行する。